令和４年度岩手県小児慢性特定疾病児童等自立支援センター事業委託の
受託希望者公募について

令和４年３月２日

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室

岩手県では、児童福祉法第 19 条の 22 の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小慢児童等及びその家族からの相談等対応する小児慢性特定疾病児童等自立支援センター事業を委託し実施します。
つきましては、下記のとおり当該委託事業の実施（受託）希望者を募集します。

記

１　公募に付する事項
令和４年度岩手県小児慢性特定疾病児童等自立支援センター事業委託

２　応募要件
(1) 県内に主たる事務所を有する団体（法人格の有無は問いませんが、個人での申出はできません。）で、３に記載する業務の実施が可能な者
(2) 地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者
(3) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者

３　委託業務の内容
別添「令和４年度岩手県小児慢性特定疾病児童等自立支援センター事業委託仕様書」のとおり。

４　委託期間
令和４年４月１日～令和５年３月 31 日まで

５　事業委託実施希望届の提出
(1) 提出期限
令和４年３月 16 日（水）17 時【必着】
(2) 提出方法
直接持参又は郵送
(3) 提出先
〒020-8570　岩手県盛岡市内丸 10-1
岩手県保健福祉部子ども子育て支援室次世代育成担当
℡　019-629-5456　FAX　019-629-5464
(4) 事業委託実施希望届
令和４年度岩手県小児慢性特定疾病児童等自立支援センター事業委託実施希望届

6　応募要件の無効について

応募要件を満たさない者及びその他公募の条件に違反した者の「令和４年度岩手県小児慢性特定疾病児童等自立支援センター事業委託実施希望届」は、無効となります。

7　契約予定人の選定方法

届出者が１者の場合には、当該届出のあった者を「契約候補者」とし、２者以上の場合には別途企画提案の方法により「契約候補者」を選定します。

「契約候補者」となった場合は、別途見積書を提出していただき、県の定める予定価格の範囲内で契約することとなりますので、「契約候補者」となったことによって契約することを確約するものではありません。

8　その他

本事業については、令和４年度当初予算の成立を前提として募集を行うもので、予算編成状況、県議会での審議状況等により、契約締結前に内容の変更、募集の停止等措置を行うことがあります。